

## ジャスティスギャップを憂える

新日本製鐵株式会社 顧問  
日本司法支援センター（法テラス） 理事

西川 元啓



法テラスの地方事務所における代理援助の審査現場を訪れた際のことである。法テラスは、その主要業務として、民事法律扶助を行っているが、その主なものに、資力の乏しい国民等に対し、民事裁判手続の準備・追行のために必要な代理人の報酬及び実費を立て替える代理援助がある。申込者が資力基準を満たしているか、勝訴の見込みがあるかなどを、法テラスから委嘱された弁護士等が審査するのであるが、私が立ち会ったときには、夫の暴力に悩みながら二人の子供を育てている女性が離婚訴訟を起こしたいとして来ておられた。審査は、順調に進み、代理援助することが決まったときの女性の安堵した様子が嬉しかった。ところが我が国の扶助制度は、多くの国で採用している給付制とは違い立替制である。実費と着手金の合計26万円を立て替えるので、毎月5千円を償還して欲しいと審査委員が申し出たところ、考えさせて欲しいと肩を落として部屋を出て行かれた女性の後姿を今でも忘れることができない。ああ、権利実現の機会がまた一つ失われてしまった。せめて生活保護受給者など生活困窮者については原則として償還を猶予・免除することを早急に検討すべきであると強く思い至った瞬間であった。

国民の4人に1人にしか知られていない法テラスではあるが、トラブルの解決に有用な法制度や相談機関に関する情報提供を行うコールセンター（0570－078374）への電話は、業務開始後1年間での23万5千件に対し、3年目の1年間では、36万5千件に達し、また代理援助も6万7千件から9万2千件へと、大幅な増加ぶりである。限られた予算では援助申込みのすべてに対応できるのか大変心配な状況である。生活保護受給者等の原則償還免除制度を導入するとすると、この心配はさらに膨れ上がるのである。

民事法律扶助の担い手は、弁護士と司法書士であるが、法テラスと代理援助を引き受けてくださる契約を締結している弁護士が総弁護士の半数近くとなり、また法テラスに雇用されるいわゆるスタッフ弁護士も150名を超えるに至っている。これら担い手の増加の大部分は、新人弁護士である。法曹人口拡大の顕著な効果である。ところが、今秋の新司法試験の合格者は、昨年よりも減少し、この拡大傾向に変化がみられる。

国民の裁判を受ける権利は憲法上保障されているが、現実には、司法アクセス格差、いわゆるジャスティスギャップが厳然と存在する。この極めて深刻なギャップ解消のために、思い切った国費の投入を行うことと法曹人口の厚みを増すことが不可欠と思われる。